障がい者の医療費助成の対象者が変わります

障がい者に対して医療費の一部を助成する障がい者医療費の助成対象者を次のとおり変更します。

改正点

●4月から

新規65歳以上は対象外に

65歳以上になってから新たに障がい者に認定された方は助成対象外となります（65歳に達する以前から認定されている方は引き続き助成対象です）。

新規身体障がい4級は対象外に

新たに身体障害者手帳4級に認定された方は助成対象外となります（現在受給資格のある方は引き続き助成対象です）。

●10月から

所得制限を導入

本人の所得が左表の所得制限額（特別障害者手当における所得限度額）を超える場合は助成の対象外となります。

◎所得制限額

扶養親族の数	本人の所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

※以下、扶養親族が1人増すごとに38万円加算

所得制限額を超え、助成対象ではなくなる方には、その旨の通知を、所得制限額以下で、引き続き助成対象となる方には、新しい医療証をそれぞれ9月末までに郵送します。

問 障害福祉センター ☎(73)4530

助成対象者

	身体障がい				知的障がい			精神障がい	
	1級	2級	3級	4級	A1	A2	B1	1級	2級
現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○
H26年4月～	○	○	○	×	○	○	○	○	○

※H26年10月からは、所得制限で助成対象外となる場合があります。

狭あい道路等拡幅整備事業の土地購入単価が変わります

町では幅員4m未満の道路に対してその拡幅を行うために狭あい道路等拡幅整備要綱を定めています。

拡幅を行う部分の用地は、有償または寄附により町が取得しますが、別表のとおり平成26年4月より、有償の場合の土地購入単価が変更となります。

今後も緊急車両等の通行に支障となる狭あい道路の拡幅についてご理解、ご協力をお願いします。

	現　行	平成26年4月～
土地購入単価	○固定資産評価額の30%	○固定資産評価額の15%（建築確認申請が必要な行為で後退義務が発生する場合） ○固定資産評価額の30%（建築後退を伴わない土地の後退）

問 建設課 ☎内線234

火葬料補助金助成額が変わります

町に住民登録のある方が死亡し、他市町村の火葬場を利用した場合、その火葬料の補助を行なっております。

この助成額が平成26年4月1日から変更となります。

変更後の助成額は次のとおりです。

期　　間	補助金の額（上限額）
平成26年3月31日まで	95,000円
平成26年4月1日～平成27年3月31日	80,000円
平成27年4月1日～平成28年3月31日	65,000円
平成28年4月1日以降	50,000円

※「期間」は火葬料を支出した日となります。

問 町民課 ☎内線272